

## 期日指定定期預金規定

### (I) 非自動継続型

#### 1. (預金の支払時期)

期日指定定期預金（以下「この預金」という。）は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金の満期日については次のとおりとします。

- (1) 満期日は、この預金の全部または一部について証書または通帳記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店に対して1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定めるときには、1万円以上の金額を指定してください。
- (2) 前項による満期日の指定がないときは、証書または通帳記載の最長預入期限を満期日とします。
- (3) 前項により指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

#### 2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

……証書または通帳記載の「2年未満」の利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

……証書または通帳記載の「2年以上」の利率

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率

② 6か月以上1年未満 …………… 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 …… 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 …… 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 …… 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 …… 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## (Ⅱ) 自動継続型

### 1. (自動継続)

- (1) 自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」という。)は、証書または通帳記載の最長預入期限に元利金の合計額(元利金継続方式)または元金のみ(元金継続方式)のいずれかあらかじめ指定された方式によって前回と同一の期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、証書または通帳記載の最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。
- (4) 前項の申出があったときは、この預金は満期日(最長預入期限)以後に利息とともに支払います。

### 2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
  - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、証書または通帳記載の預入日の1年後の応当日(据置期間満了日。継続をした場合はその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定めるときには、1万円以上の金額で指定してください。
  - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のないとき、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは解約日)の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
    - ……証書または通帳記載の「2年未満」の利率
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
    - ……証書または通帳記載の「2年以上」の利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
  - ② 6か月以上1年未満 …………… 2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6か月未満 …… 2年以上利率×50%
  - ④ 1年6か月以上2年未満 …… 2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6か月未満 …… 2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6か月以上3年未満 …… 2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。